

**(仮称) 四日市市学校給食センター
整備運営事業**

入札説明書

令和2年4月13日

令和2年7月30日(修正版)

四日市市

— 目 次 —

第 1 章 入札説明書の定義	1
第 2 章 事業概要	2
1. 事業名称	2
2. 公共施設の管理者の名称.....	2
3. 用語の定義.....	2
4. 事業の目的.....	2
5. 事業の基本理念	2
6. 事業の概要.....	3
7. 事業に必要とされる根拠法令等.....	5
8. 事業スケジュール（予定）	6
9. 事業期間終了時の措置.....	6
第 3 章 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1. 事業者の募集及び選定の方法.....	6
2. 選定の手順及びスケジュール.....	6
3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4. 入札手続等.....	10
5. 落札者の決定方法等	18
6. 契約に関する基本的な考え方.....	18
第 4 章 その他	20
1. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上および金融上の支援等に関する事項	20
3. 事業の実施に関し必要な事項.....	20

第1章 入札説明書の定義

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業入札説明書(以下、「入札説明書」という。)は、四日市市(以下、「市」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づく事業(以下、「PFI事業」という。)として特定事業の選定を行った(令和2年4月6日)、(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業(以下、「本事業」という。)に対して令和2年4月13日付で公告した総合評価一般競争入札(以下、「入札」という。)についての説明書である。

入札説明書に添付されている次の資料は一体のものとする(以下、「入札説明書等」という。)

- ・ 要求水準書
- ・ 事業契約書(案)
- ・ 基本協定書(案)
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集

なお、入札説明書等、令和2年2月5日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和元年12月12日に公表した実施方針等に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等、実施方針等への質問・意見に対する回答、入札説明書等への質問に対する回答によることとする。

第2章 事業概要

1. 事業名称

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業

2. 公共施設の管理者の名称

四日市市長 森 智広

3. 用語の定義

入札説明書において、使用する用語は(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業要求水準書(以下、「要求水準書」という。)における定義のほか、本書内で定義する用語のとおりとする。

4. 事業の目的

市では平成30年12月に策定した「四日市市中学校給食基本構想・基本計画」に基づき、給食センター方式による中学校給食を実施することとした。

本事業は、(仮称)四日市市学校給食センター(以下、「本件施設」という。)の施設整備(解体工事等業務、前面道路の拡幅工事業務、設計・建設業務をいう。以下同じ。)、開業準備、維持管理、運営について、PFI法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と民間事業者(以下、「事業者」という。)が連携することで、より良質で効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

5. 事業の基本理念

本事業はPFI法に基づき、事業者が本件施設を整備し、事業期間内において本件施設の維持管理及び運営を行う。なお、本事業は次の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ア 適切な衛生管理環境を構築し、安全で安心な学校給食の提供を行う。
- イ より長く安全に使用することを目的とした施設整備、維持管理、運営を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ウ 魅力的な学校給食を実現するため、食育・地産地消を推進するとともに、あたたかくて、おいしい学校給食の提供を目指す。
- エ 給食センターの建設工事中の騒音・振動や稼働後の臭気・騒音などの対策及び給食センターへ出入りする車両への交通安全対策を行うなど、地域の生活環境に十分配慮する。

6. 事業の概要

(1) 施設概要

- ア 建設予定地
三重県四日市市赤水町 971-1 他
- イ 用途地域
市街化調整区域
- ウ 防火区域
なし
- エ その他地域区域
なし
- オ 建ぺい率・容積率
60%・200%
- カ 敷地面積
約 16,731 m²
- キ 調理能力
1日あたり最大 9,000 食

(2) 事業方式

PFI 法に基づき市が所有する土地に事業者自らが本件施設の施設整備を行い、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- ア 施設整備・開業準備期間：令和 3 年 1 月～令和 5 年 3 月末 (2 年 3 ヶ月)
- イ 維持管理・運営期間：令和 5 年 4 月～令和 20 年 3 月末 (15 年)

(4) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

- ア 解体工事等業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 解体設計業務
 - (ウ) 解体工事業務
 - (エ) 解体工事業務によって生じた廃棄物の処理業務
- イ 前面道路の拡幅工事業務
- ウ 設計・建設業務
 - (ア) 事前調査業務

- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 配膳室の什器、備品等調達業務
- (コ) 配送車調達業務
- (サ) 周辺対策業務
- (シ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (ス) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (セ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- エ 開業準備業務
 - (ア) 各種設備・備品等の試運転
 - (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
 - (ウ) 開業準備期間中の施設の維持管理
 - (エ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - (オ) 従業員等の研修
 - (カ) 調理・配送・回収リハーサル
 - (キ) 給食提供訓練業務
 - (ク) 試食会の開催支援
 - (ケ) 事業説明資料の作成
 - (コ) 映像紹介資料の作成
- オ 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
 - (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
 - (ウ) 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）
 - (エ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）
 - (オ) 事務備品保守管理業務（事務備品の修繕・補充・更新業務を含む。）
 - (カ) 清掃業務
 - (キ) 警備業務
 - (ク) 長期修繕計画作成業務
 - (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- カ 運営業務
 - (ア) 食材検収補助・保管業務
 - (イ) 調理業務
 - (ウ) 配送・回収業務
 - (エ) 洗浄・消毒等業務

- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務、配膳室備品の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (コ) 献立作成・食材調達支援業務
- (サ) 食育支援業務
- (シ) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設整備業務及び開業準備業務の対価のうち、一定の額について、「学校施設環境改善交付金」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である。（サービス対価 A1）
- イ 市は、事業者が実施する施設整備業務及び開業準備業務の対価のうち、前記アの一括払いを行う額を控除した額について、維持管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者へ割賦により年 4 回支払う。（サービス対価 A2）
- ウ 市は、事業者が実施する維持管理及び運営業務の対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者に年 4 回支払う。また、運営業務に係る委託料は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、提供食数に応じて変動しない調理や事務の人件費等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、廃棄物処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。（サービス対価 B）

7. 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

8. 事業スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは次のとおりである。

内容	スケジュール
落札者決定	令和2年10月上旬
落札者との基本協定締結	令和2年10月下旬
仮契約締結	令和2年11月中旬
事業契約締結	令和2年12月下旬
施設整備・開業準備	令和3年1月～令和5年3月末（2年3ヶ月）
維持管理・運営	令和5年4月～令和20年3月末（15年）

9. 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間の終了後に本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は総合評価一般競争入札により行う。

2. 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集及び選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。なお、令和元年12月12日に公表した実施方針に示す「入札説明書等に関する説明会」及び「配送校見学会」は新型コロナウイルス感染症対策として実施しないものとし、入札説明書等に関する質問において対応するものとする。

事業スケジュール	内容
令和2年 4月 6日（月）	特定事業の選定の公表
令和2年 4月13日（月）	入札公告及び入札説明書等の公表
令和2年 4月14日（火）	事前エントリー制度の受付
令和2年 4月24日（金） ～5月 8日（金）	入札説明書等に関する質問受付
令和2年 5月21日（木）	本件施設用地見学会
令和2年 5月29日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
令和2年 6月 1日（月） ～6月 5日（金）	入札参加資格申請書類の受付
令和2年 6月 8日（月） ～6月12日（金）	個別対話②の受付
令和2年 6月19日（金）	入札参加資格審査結果の通知
令和2年 6月30日（火） ～7月 3日（金）	個別対話②
令和2年 8月 3日（月）	事前エントリー制度の受付締切
令和2年 8月 7日（金）	入札書及び提案書類の受付締切
令和2年 10月上旬	落札者の決定及び公表
令和2年 10月下旬	落札者との基本協定締結
令和2年 11月中旬	仮契約締結
令和2年 12月下旬	事業契約締結

※スケジュールについては、新型コロナウイルス感染症の影響により変更する場合がある。

3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本件施設を設計する企業（以下、「設計企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下、「建設企業」という。）、本件施設の工事監理を実施する企業（以下、「工事監理企業」という。）、本件施設を維持管理する企業（以下、「維持管理企業」という。）、及び本件施設を運営する企業（以下、「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるもの（以下、入札参加者グループを構成する者を「構成員」という。）とし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも次の業務を実施するものとし、次の業務以外の業務を実施する企業は「その他企業」とする。

- ① 設計企業：設計業務
- ② 建設企業：建設業務
- ③ 工事監理企業：工事監理業務
- ④ 維持管理企業：建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- ⑤ 運営企業：調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

また、その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・搬入設置業務、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）

ウ 入札参加者の構成員は次の定義により分類される。

項目	定義
代表企業	特別目的会社（以下、「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
構成企業	SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
協力企業	SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

エ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

オ 落札者は、市との仮契約の締結までに、四日市市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株

式会社とする。

カ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

キ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

(2) 構成員の制限

全ての構成員は、入札参加資格審査書類の受付締切日において、平成 30 年度～令和 3 年度四日市市入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されており、かつ、次のアからキのいずれにも該当しない者とする。

なお、資格者名簿に登録されていない企業は、資格者名簿に関する各共同受付窓口へ登録手続き（詳細については、「四日市市入札情報」のホームページを参照すること。）を行い、登録を完了させること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 市から入札参加資格停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 四日市市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）に規定する暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者

オ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者

カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号

・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号

キ 市が本事業のために設置する（仮称）四日市市学校給食センターPFI 事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※選定委員会委員は、次のとおりである。なお、落札者決定までに、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(仮称) 四日市市学校給食センターPFI 事業者選定委員会

項目	氏名	所属・役職等
委員長	奥野 信宏	名古屋都市センター センター長
副委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 教授
委員	上原 正子	愛知みずほ短期大学 客員教授
〃	内田 貴義	四日市市 総務部長
〃	松岡 俊樹	四日市市教育委員会 副教育長

(3) 構成員に必要な入札参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

また、入札参加者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ア 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 資格者名簿に登録していること。
- ③ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成21年4月以降に竣工したものに限り）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- ④ ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。

イ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ② 資格者名簿に登録し、市内業者（市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者。ただし、登記上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合については、建設業法上の主たる営業所の所在地が市内である者。以下同じ。）にあっては、資格者名簿の建築一式工事の格付等級がAランク、市内業者以外の者については建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

③ 平成 21 年 4 月以降に国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設を元請として施工した実績を有していること。なお、JV で施工した場合、20%以上出資した者については施工実績とみなす。

ウ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、全ての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

② 資格者名簿に登録していること。

③ 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m²以上の公共施設（平成 21 年 4 月以降に竣工したものに限る）の工事監理業務を元請として履行した実績を有していること。

④ ドライシステムの学校給食施設の工事監理業務の実績を有していること。

エ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

① 資格者名簿に登録していること。

オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

① 資格者名簿に登録していること。

② ドライシステムの学校給食施設において 5,000 食/日以上 の提供能力のある施設の運営業務の実績を有していること。

カ その他企業は、次の要件を満たしていること。

① 資格者名簿に登録していること。

(4) 地域貢献への配慮事項

入札参加者は構成企業又は協力企業の選定にあたり、市内業者を少なくとも 1 者以上選定すること。また、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの市内の業者を登用すること。

4. 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告及び入札説明書等の公表

入札公告は令和 2 年 4 月 13 日（月）とし、市のホームページ等において公表する。入札説明書等についても市のホームページにおいて公表する。

イ 入札説明書に係る資料の貸与・閲覧

別紙「(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業入札説明書等に係る資料の貸与・閲覧について」に基づき、資料の貸与・閲覧を行う。

ウ 事前エントリー制度の受付

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業事前エントリー制度（以下、「本制度」という。）は、本事業への参加を希望する市内業者と市内業者の活用を検討する入札参加者がコンタクトをとるきっかけとなるものである。

(ア) 受付期間

令和 2 年 4 月 14 日（火）9 時～8 月 3 日（月）の 17 時まで

(イ) 参加・登録ができる者

本事業の参加を検討している市内業者とする。

(ウ) 申込方法等

本制度の実施要領を参照すること。

エ 本件施設用地見学会

本件施設用地の見学会を次のとおり開催する。

(ア) 日時

令和2年5月21日(木) 10時～17時

(イ) 住所

三重県四日市市赤水町 971-1 他(現四日市市農業センター)

(ウ) 集合場所

現四日市市農業センター 管理事務所前

(エ) 参加方法等

令和2年5月8日(金) 17時までに現地見学会参加申込書(様式集 様式1)に記入の上、E-mailにより提出すること。参加人数は1者あたり3名までとし、当日資料配付は行わないものとする。

(オ) 留意事項

- 1) 本件施設用地は全面禁煙とする。
- 2) 駐車場台数が限られているため、可能な限り乗り合わせで参加すること。
- 3) 見学時間は1者あたり2時間とする。なお見学時間は別途市から参加者に対し通知を行う。
- 4) 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。
- 5) 見学中は、配付する名札を着用すること。
- 6) 見学中は現四日市市農業センター業務に支障をきたさないよう留意し、市職員の指示に従うこと。
- 7) 既存施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。
- 8) 本件施設用地見学会において、市職員は現四日市市農業センターに関する説明を行うが、当該市職員の発言は本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

オ 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和2年4月24日(金) 9時～5月8日(金) 17時まで

(イ) 受付方法

入札説明書等に関する質問書(様式集 様式2)に記入の上、E-mailにより提出すること。

カ 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわ

り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年5月29日（金）を目処に、市のホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

キ 個別対話②

第2回個別対話を次のとおり実施する。

本事業をよりよいものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施するものである。対話の参加方法等については次のとおりである。

(ア) 実施日時

令和2年6月30日（火）～7月3日（金）の期間で実施するものとし、実施日時は参加申し込みの状況に応じて決定する。

(イ) 開催場所

別途通知する。

(ウ) 参加資格

本事業の入札に参加しようとする入札参加者グループ

(エ) 参加方法等

個別対話の参加を希望する者は、個別対話②参加申込書（様式集 様式3）及び個別対話②確認事項（様式集 様式4）に記入の上、E-mailにより提出すること。

(オ) 申込期間

令和2年6月8日（月）9時～6月12日（金）17時まで

(カ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、別途連絡する。

(キ) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の参加者との個別対話のなかで出た話題で、全ての参加者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じて市のホームページにてその内容を公表する。

(ク) 留意事項等

個別対話は、次のとおり行うものとする。

1) 留意事項

- a. 発言内容は、事業者・市の双方を拘束しないものとする。また、事業者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- b. 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての事業者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した事業者の確認の上、その内容をホームページ等で明らかにする場合がある。
- c. 個別対話におけるやりとりをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。

- d. 個別対話の実施に際しては、事業者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- e. 参加人数は、1グループにつき10名までとする。
- 2) 個別対話の所要時間等
 - 個別対話の時間は60分程度とする。60分間を必要としなかった場合は、60分間経過以前でも終了可能とする。
- 3) 個別対話の進め方
 - a. 参加者が主体になって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
 - b. 市から、事業等について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
 - c. 自己紹介は不要とし、名刺交換は行わない。

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加資格申請書類を提出し入札参加資格の確認を受けること。なお、期限までに入札参加資格申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加資格申請書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和2年 6月1日(月)～6月5日(金) 9時～17時

(イ) 提出場所

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5

四日市市教育委員会事務局学校教育課 中学校給食推進室

(ウ) 提出方法

入札参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 入札参加資格申請書類の作成

入札参加資格申請書類は、(様式集 様式5～10)に定めるところに従い作成すること。

ウ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格申請書類を提出した者に対して、書面により令和2年6月19日(金)までに通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の取り扱い

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付日時

令和2年6月23日(火) 9時～17時

(イ) 提出場所

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5

四日市市教育委員会事務局学校教育課 中学校給食推進室

(ウ) 提出方法

入札参加資格がないとされたときの理由の説明要求書（様式集 様式 11）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

令和 2 年 6 月 29 日（月）

オ 入札参加を辞退する場合

入札参加資格申請書類提出以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式集 様式 13）を入札日までに四日市市教育委員会事務局学校教育課中学校給食推進室に持参し提出すること。

カ 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、入札参加資格申請書類受付締切日とする。

キ 入札参加資格の確認基準日以降の取り扱い

(ア) 入札参加資格確認後は、入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(イ) 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者に属する構成員が、入札時までに、入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下、「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

(ウ) 入札日以降であっても落札者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

ク その他

(ア) 入札参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(イ) 市は、提出された入札参加資格申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 入札に関する事項

入札参加資格を有する入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案資料を次により提出すること。入札書及び提案資料の作成方法については、様式集に従うこと。

ア 入札書及び提案資料の受付日時・提出場所及び方法

(ア) 受付日時

令和 2 年 8 月 7 日（金）9 時～16 時（ただし、12 時～13 時は除く）

(イ) 提出場所

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町 1-5

四日市市教育委員会事務局学校教育課 中学校給食推進室

(ウ) 提出方法

入札書及び提案資料を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

入札書は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんすること。

イ 入札価格の確認

入札価格の確認を行い入札価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

また、確認結果について、確認通知書を発送する。

ウ 入札にあたっての留意事項

(ア) 一般的留意事項

- ・入札書（様式集 様式 15）を封筒に入れ密封すること。
- ・入札には身分を証明できるものを携帯のうえ、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状（様式集 様式 17）を併せて持参すること。
- ・入札参加者が 1 者の場合でも入札を実施する。
- ・入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

(イ) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・参加資格のない者又は確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・委任状が提出されていない代理人の入札
- ・2 人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・入札参加者が他の入札参加者の代理をした入札
- ・談合が行われた入札
- ・記名押印を欠いた入札
- ・入札書（様式集 様式 15）が同封されていない入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・郵便、信書便、電子メール等による入札
- ・その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(ウ) 入札金額の記載等

1) 予定価格

12,653,000 千円

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額及び消費税を除く額である。
なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、金 13,908,000 千円を超えないこと。

2) 入札金額の記載

入札金額は、入札書（様式集 様式 15）に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は次のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和2年7月1日（水）の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレートとする。

(エ) 一時支払金

市は、事業者が実施する本件施設の設計・建設業務の対価のうち、下式より算定される一時金をサービス対価A1として、事業者に支払う。

サービス対価 A1

$$= (\text{事業者が提案する工事費}^{\ast 1} - \text{交付金額}^{\ast 2}) \times 75\% + \text{交付金額} + \text{初期調達費消費税相当額}^{\ast 3} + \text{事業者が提案する開業準備業務費}^{\ast 4}$$

※1 事業者の提案する工事費とは様式集 様式 20-6①の費目1～10及び14、15の合計金額とする。

※2 令和元年度の補助単価等により、提案に際しての交付金額は547,192千円（消費税及び地方消費税を含む）とすること。なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

※3 初期調達費消費税相当額は、様式集 様式 20-6①の消費税相当額とする。

※4 事業者が提案する開業準備業務費は様式集 様式 21-2の費目1～12の合計金額とする。

(オ) 入札時算定用年間供給食数

入札価格の算定にあたっては、次に示す年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間給食提供日数200日とする。

年度	生徒及び 教職員数	学級数
令和5年度	8,092	240
令和6年度	7,981	236
令和7年度	8,121	241
令和8年度	8,068	236
令和9年度	8,041	234
令和10年度	7,991	237
令和11年度	7,884	234
令和12年度	7,780	232
令和13年度	7,682	229
令和14年度	7,588	227
令和15年度	7,495	224
令和16年度	7,408	222
令和17年度	7,323	219
令和18年度	7,241	216
令和19年度	7,162	214

(カ) 入札執行回数

1回とする。

(キ) 提案資料等の取扱い

1) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他、市が必要と認めるときには、市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

4) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

5) 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(ク) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ケ) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

免除する。

2) 契約保証金

契約保証金は、事業契約書（案）の規定のとおりとする。

5. 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

審査は選定委員会が落札者決定基準に基づき行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は選定委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は選定委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表企業に通知するほか、市ホームページ等で公表する。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

6. 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

また、落札した入札参加者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者と基本協定を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、指名停止等に該当する構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合

がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

(2) SPC の設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPC を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の構成員が設立したSPCと事業契約を締結する。なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は基本協定を締結した落札者が設立するSPCと仮契約を締結する。仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札した入札参加者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当するときには、仮契約締結前ならば当該入札参加者の落札の決定を取り消し、仮契約締結後ならば当該契約の効力を失効させるものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者と仮契約を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、指名停止等に該当する構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

SPCは、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 事業契約書の内容変更

SPCとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書の作成費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(6) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPCは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4章 その他

1. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上および金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

ア 本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを事業者は無償で使用させる。

イ 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

(2) 財政上及び金融上の支援等に関する事項

ア 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

イ 市は国からの交付金(学校施設環境改善交付金)の交付を受けることを想定しているため、事業者は市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

ウ 市は事業者に対する補助、出資等の支援を行わない。

(3) その他の支援

市は事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

3. 事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は本事業の事業契約に関する議案を令和2年11月定例会議会に提出する予定である。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページ等により行う。

(3) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用はすべて入札参加者の負担とする。

(5) 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は次のとおりとする。

四日市市教育委員会事務局学校教育課 中学校給食推進室 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5 電話：059-337-8606 / FAX：059-354-8475 E-mail：gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp 四日市市ホームページ：http://www.city.yokkaichi.lg.jp
